

◎国会職員法及び国家公務員退職手当法の一部を改正する法律

(令和三年六月一日法律第六二号)(衆)

一、提案理由(令和三年六月一日・衆議院本会議)

○高木毅君　ただいま議題となりました国会職員法及び国家公務員退職手当法の一部を改正する法律案につきまして、提案の趣旨を御説明申し上げます。

本法律案は、政府職員の改正に準じて、国会職員の定年を段階的に引き上げる等の措置を講じようとするものであります。

本法律案は、本日、議院運営委員会において起草し、提出したものであります。

何とぞ御賛同くださいますようお願い申し上げます。

二、参議院議院運営委員長報告(令和三年六月四日)

○水落敏栄君　ただいま議題となりました法律案につきまして、委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、一般職の国家公務員に準じて、国会職員の定年を段階的に年齢六十五年に引き上げる等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

(注)　衆議院においては、委員会の審査は省略された。